

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部リサイクル推進課 No. 005

処 分 名	許可証の再交付の申請
処 分 の 概 要	春日部市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者で、許可証を紛失または汚損し許可証を再度交付してもらう場合、申請が必要です。
根拠条例等・条項	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 17 年条例第 111 号）第 36 条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 39 号）第 18 条
審 査 基 準	（交付要件） 春日部市が許可した一般廃棄物収集運搬業者が対象となります。
標準処理期間	7 日
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	環境経済部リサイクル推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	手数料 3, 0 0 0 円

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

(許可証の再交付)

第 36 条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに市長に届け出てその再交付を受けなければならない。

■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

(許可証の再交付)

第 18 条 条例第 36 条の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第 18 号)により市長に届け出なければならない。この場合において、その届出が汚損による再交付であるときは、当該許可証を添えるものとする。